

平成 26 年 7 月 29 日  
福祉部高齢社会対策課

第 6 期（平成 27～29 年度）練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
における検討課題の意見整理  
「高齢期の住まいづくり、住まい方支援」

【総論】

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、家族構成や心身の状況に対応した様々な住まい方への支援が求められる。同時に、それらの支援策を分かりやすく区民に周知していくことが求められている。

高齢期の住まいづくりを効果的に進めるため、既存の住宅施策の利点と課題を整理し、中長期的な視点で安定的な供給システムを検討する必要がある。

住まいづくり・住まい方の相談・情報提供については、住宅施策や住まい方の周知が進んでいない現状を踏まえ、分かりやすい内容で多様な手法による情報提供を行うとともに、高齢者の身近な存在である高齢者相談センター職員やケアマネジャーの相談対応力の向上を図るため研修や勉強会を実施することが必要である。

【施策別の提言】

1 住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための環境づくり

(1) 住宅改修給付を知らない人が未だ多数存在すると思われるため、さらなる周知徹底を図るべきである。

2 高齢者が安心して暮らせる住宅の確保

(1) 法に沿ったサービス付き高齢者向け住宅については、積極的に推進することが望ましい。区民には自らが主体的に選択できるように必要な知識の普及啓発が必要である。

(2) サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、制度自体にも課題があり、質を担保していく必要がある。行政による基準の設定や監督、当事者団体の自助的なチェック機能によって、高齢者の被害を未然に防ぐことが必要である。

(3) 住まいに関する今後の考え方として、環境的な視座（本人の認知症や疾患・家族の経済的な問題やネグレクト・介護者やインフォーマルなボランティア等の関わりと適切な住宅環境）を考慮することが必要であ

り、リバースモーゲージや成年後見制度の普及、実現可能な空き家の活用方法など、中長期的な視点が必要である。

- (4) 平成37年(2025)年を目指し、どのような社会づくりをして、どのような介護サービスの供給が可能かという大きなテーマを前提に物事を議論する必要がある。その基盤となる住まいについても安定した提供ができるような仕組みを区でも検討する必要がある。今後の議論として、お泊りデイや、集合住宅の高齢化に対する住宅施策からの対応も必要となる。

### 3 住まいづくり・住まい方の相談・情報提供

- (1) 都市型軽費老人ホーム等の様々な住まい方があるが、これらの制度を詳しく知っているケアマネジャーや区民はかなり少ないと思われる。あらゆる情報ツールを活用することで、区民が高齢期を最終的にどう過ごしたいのかを考える機会を提供するとともに適切な判断ができる環境を整えるべきである。シンプルで分かりやすい内容で、多様な手法を用いて情報提供すべきである。
- (2) 住環境についてアドバイスできる人材が現状ではあまりいない。地域包括ケアシステムでは重要な役割になると思われるので、高齢者相談センターの相談事業の中でも住宅環境という観点で助言できる人材の育成や、ケアマネジャー等に対する研修や勉強会などが必要である。